

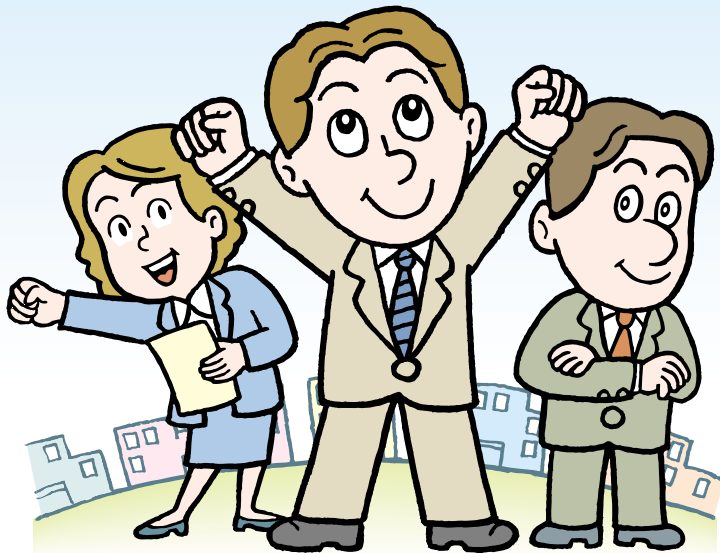
# みんなで築こう明るい未来

## 制度の特色

事業主が毎月一定の掛金を口座振替で払込み、退職金の支給は事業主にかわって当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)

毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。

掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。



従業員の退職金準備に

## 特定退職金共済制度

## 制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば中小企業に限らず、その従業員を加入させることができます(ただし、年齢14歳6か月超70歳6か月以下に限り)ます。なお、掛金の払込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。
- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

## 退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を年金(支給期間:5年もしくは10年)として受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金月額2万円をともに超えている従業員にのみ適用)

## 過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度としてさかのぼることができます。(新規加入事業所のみ適用)

ご加入に際しては所定のパンフレットを必ずごらんください。

お問い合わせ・資料請求は

委託保険会社 大同生命保険株式会社

東京都知事認可

財団法人 **東法連特定退職金共済会** 法人会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館

TEL.(03)3357-1641(代) FAX.(03)3357-1642